

名古屋市立大学における論文投稿奨励制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本学における臨床研究の活性化と研究水準の向上を図り、かつ、名古屋市立大学病院が医療法上の臨床研究中核病院を目指すにあたり、本学内において医療法第4条の3第1項第1号に規定する特定臨床研究に関する質の高い論文の発表を奨励するため、定められた期間に学術雑誌に掲載された論文が、臨床研究中核病院の承認要件を満たすものである場合、「論文投稿奨励費」として奨励経費を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(対象論文)

第2条 論文投稿奨励費の対象とする論文は、以下の各号すべての要件を満たす医療法上の特定臨床研究に関する質の高い論文として認められ、臨床研究戦略部長が承認したものとする。

- (1) 論文の「筆頭著者」の所属が名古屋市立大学または名古屋市立大学医学部附属病院群であること。
 - (2) 本学で実施された特定臨床研究（「臨床研究法第2条第1項に規定するもの」及び「治験」）に関する論文であること。なお、副次的な論文（プロトコール論文、サブグループ解析、個別の試験実施施設の結果など）を含む。
 - (3) 英語論文であること。
 - (4) 査読のある学術雑誌に掲載されること。
 - (5) 米国国立医学図書館が提供する医学・生物学分野の学術文献データベース(PubMed)に掲載されること。
 - (6) 臨床研究法上の臨床研究に該当するものは、jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) に登録されていること。なお、臨床研究法の施行前に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき実施した臨床研究等においても、臨床研究法第2条第1項に規定する「臨床研究」に該当する場合は対象とする。その際は、UMIN-CTR等、倫理指針に定められた公開データベースに登録されていること。
 - (7) 認定臨床研究審査委員会(CRB)もしくは医学系研究倫理審査委員会(IRB)で承認を受けた研究計画書(実施計画書)に準拠して適切に実施されていること。
- 2 この論文投稿奨励費は、2024年4月1日以降に学術雑誌に論文が掲載されたものを対象とする。
- 3 論文投稿奨励費の対象件数は毎年度25件を限度とする。ただし、当該奨励制度予算範囲内において、毎年度25件を超えて奨励対象とすることができるものとする。

(論文投稿奨励費)

第3条 論文投稿奨励費の額は、論文1件につき500,000円とする。

2 論文投稿奨励費の配分年度は、次の区分により実施するものとする。

- (1) 毎年9月30日までに論文投稿奨励費の審査結果が通知された場合は、審査結果通知日が属する年度における論文投稿奨励費として配分する。
- (2) 毎年10月1日以降に論文投稿奨励費の審査結果が通知された場合は、審査結果通知日が属する年度もしくは翌年度における配分のいずれかを選択できるものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、申請しようとする日において本学と雇用関係のある教職員で、申請しようとする論文の筆頭著者または責任著者(以下、「申請者」という。)とする。

(申請期間)

第5条 申請期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請の手続)

第6条 申請者は、「特定臨床研究に係る論文投稿奨励費申請書(様式1)(以下、「申請書」という。)」に論文及びCRBもしくはIRBで承認された研究計画書(実施計画書)を添えて、臨床研究戦略部(事務局)に提出するものとする。

- 2 論文1件につき、「申請書」1枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。
- 3 事務局において申請を受け付けた場合は、受付順に受付番号を付番するものとする。
- 4 提出された「申請書」、論文及びその他の資料等は返還しない。

(審査)

第7条 審査は、受付番号順に随時、また速やかに行うものとする。

- 2 審査は臨床研究戦略部に所属する副部長が担当する。
- 3 審査にあたって、臨床研究戦略部副部長または当該副部長が所属する診療科等の申請案件を審査する場合は、当該副部長は当該審議に加わらないものとする。
- 4 審査は、提出された論文が、第2条第1項各号に合致するかを審査・判定するものであり、論文の学術的内容を審査するものではない。

(審査結果の通知)

第8条 審査結果を元に、事務局は臨床研究戦略部長名で申請者に対し審査結果を随時、また速やかに通知する。

- 2 審査結果の通知は、「特定臨床研究に係る論文投稿奨励費 結果通知書(様式2)」により行うものとする。

(論文投稿奨励費の執行)

第9条 論文投稿奨励費は、取得した年度の3月末まで使用可能とする。

(事務局)

第10条 事務局は臨床研究戦略部(医学研究推進課臨床研究管理係)に設置する。

(その他)

第11条 この要項に定めない事項は、臨床研究戦略部が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年1月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年9月3日から施行する。